

第45回全国障害者技能競技大会に選手および介助者として 参加を希望される皆様へ

1 主催

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）

2 大会会場

愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）
（愛知県常滑市セントレア5丁目）

3 大会期間

令和7年10月17日（金）から同19日（日）まで

(1) 令和7年10月17日（金）（大会1日目）

10時00分～13時00分：競技オリエンテーション（※）
14時00分～15時00分：開会式

※ 選手個々の競技使用工具等の確認や競技実施方法についての説明（オリエンテーション）を競技大会前日に行います。各競技のオリエンテーション開始時間等の詳細は、後日ご連絡します。

(2) 令和7年10月18日（土）（大会2日目）

8時30分～17時00分：技能競技、全体講評

※ 競技によって競技開始時間、終了時間は異なります。各競技の開始時間等の詳細は、後日ご連絡します。

(3) 令和7年10月19日（日）（大会3日目）

8時30分～9時30分：選手交流会
10時00分～11時30分：閉会式及び成績発表（閉会式終了後解散）

（注）上記各大会日程は、いずれも現時点における予定です。今後の準備状況等により日程や時間を変更する場合があります。

4 大会参加日程等

宿泊期間は、10月17日（金）から10月19日（日）までの2泊3日
または10月16日（木）から10月19日（日）までの3泊4日とします。

イ 10月17日（金）から10月19日（日）までの2泊3日となる選手団
愛知県、岐阜県

ロ 10月16日（木）から10月19日（日）までの3泊4日となる選手団
上記イに記載の選手団以外は、原則3泊4日とします。

（注）選手と介助者は各都道府県選手団に登録されます。大会関係資料、
その他事務連絡等は、主催者から各都道府県担当者を通して配布・

伝達します。

5 大会参加に係る旅費について

全選手に対して、アビリンピックの旅費取扱いに基づく大会参加旅費（往復の交通費）を支給しますので、旅費関係の諸様式に必要事項を記入して提出してください。

往復の交通費の算定にあたっては、各交通機関が定める障害者割引制度を適用（当該制度適用対象者のみ）します。

なお、タクシー（福祉・介護タクシー等を含む。）代及び自家用車利用に係る経費（ガソリン等燃料費、駐車場代及び有料道路利用料金等を含む。）は支給の対象とはなりませんのでご注意ください。

大会参加旅費の支給金額は、アビリンピックの旅費取扱いに基づき算定されますので、選手各自が購入した経路及び金額と異なる場合があります。

また、介助者は、大会期間の全日において競技選手と行動を共にし、移動、宿泊等の大会参加に係る種々のサポートを行うものであることから、原則として、選手と同じ旅程の旅費を支給いたします。

大会参加旅費は、機構から選手各自が指定する金融機関の口座に振り込みます。振り込み時期は、令和8年1月から2月末までを予定しております。

6 大会期間中の宿泊について

大会期間中の宿泊施設は、機構委託業者が確保・配宿します。宿泊施設の確保・配宿に係る手続き等は、別途ご案内します。

宿泊施設利用料金（宿泊代のみ）は、機構が直接宿泊施設へ支払う予定です。

また、入浴支援器具等の貸与を希望する場合についても、機構委託業者による手配を予定しております。具体的な事務手続き等については、別途ご連絡する予定です。

7 大会期間中の食事について

大会期間中の食事につきましては、自己負担にて各自でご対応願います。大会期間中、宿泊施設において朝食（弁当）が提供される場合もありますが、あくまで補助的なものであるとご理解願います。

なお、大会期間中の昼食は、希望者については、有料で機構による手配を予定しております。具体的な事務手続き等については、別途ご連絡する予定です。

8 大会参加に係る保険の付保について

大会期間中の事故等（開閉会式会場内及び技能競技会場内における事故等）及び主催者が手配して運行する選手団送迎バス乗車中の事故等（いずれも選手団の責めに帰す場合を除く。）に備え、普通傷害保険を付保する予定としています。ただし、各都道府県選手団が、大会参加のために各地から開催地まで旅行する行程及び、帰郷のために開催地から各地まで旅行する行程における事故等に関する保険については、付保の有無を含めて別途ご案内します。

9 競技使用工具及び補助具等について

（1）競技使用工具及び補助具等は、後日発表される事前公表競技課題等に基づ

き、選手各自で手配・用意してください。

(2) 競技使用工具及び補助具等を競技会場まで搬送する場合には、選手各自の負担で行ってください。事前搬送の手続きについては、別途お知らせします。

10 体調・安全管理について

大会期間中は、次の事項に留意して自らの体調・安全管理を行ってください。

- ①薬を服用している場合は、自身の服用薬等を持参してください。
- ②定期的な受診を要する場合は、大会会場又は宿泊施設の近隣の医療機関を確認の上、あらかじめ受診を予約するなど、必要な手配・手続きを行ってください。
- ③すべての競技選手等は、健康保険証及び自身の体調管理に関する情報提供のためのメモ等を持参・携行してください。

11 個人情報の取扱いについて

選手の個人情報については、個人情報の保護に関する法令等を遵守するほか、同意書で競技選手から同意を得た事項に基づき取り扱います。

12 選手の写真等の撮影及び広報等への使用について

主催者及び主催者が認めた者が大会期間中に選手の写真等を撮影すること、また、その写真等を障害者技能競技大会（地方大会、国際大会含む）に関する各種広報物等（ホームページ等への掲載を含む。）に使用すること等については、「第45回全国障害者技能競技大会選手申込書兼推薦書様式」の裏面に記載された事項に同意を得たこととして、特段の配慮をできかねますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

（お問合せ先）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
障害者雇用開発推進部 雇用推進課
〒261-0014
千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3
TEL：043-297-9516
FAX：043-297-9547
メール：koyousuishin@jeed.go.jp

（又は）

各都道府県人材開発主管課ご担当者

大会参加交通費についての注意事項

都道府県選手団（選手、介助者、引率者）として参加する方には、アビリンピックの旅費取扱いに基づき大会参加旅費（往復の交通費）を支給します。旅費についての注意事項を以下にまとめましたので、ご一読ください。

支給対象となる交通費

交通費として、第4.5回大会の参加に必要な期間（※1）における、居住地又は勤務先の最寄駅又は最寄バス停（以下「居住地等最寄駅という。）（※2）から、大会会場最寄駅（名鉄線・中部国際空港駅）までの最も経済的な通常の経路及び方法（※3）により旅行した場合の往復の鉄道賃、船賃、航空賃（※4）及びバス賃（※5）を支給します。

（※1）第4.5回大会の参加に必要な期間

宿泊期間は、10月17日（金）から10月19日（日）までの2泊3日または10月16日（木）から10月19日までの3泊4日とします。

イ 10月17日（金）から10月19日（日）までの2泊3日となる選手団

愛知県、岐阜県

ロ 10月16日（木）から10月19日（日）までの3泊4日となる選手団

上記イに記載の選手団以外は、原則3泊4日とします。

なお、重度の障害等の事情があり、これよりも長い旅程が必要となる場合には、別途、事前にご相談ください。

（※2）居住地最寄駅

様式2「競技大会関係用務等に係る旅行における確認票」により申告いただき、機構が確認します。

（※3）最も経済的な通常の経路及び方法

アビリンピックの旅費取扱いに基づく計算を行います。なお、原則として、次の各種割引制度等を適用した料金での計算となりますので、ご注意ください。

イ 往復割引（JR）：片道の営業キロが601キロ以上ある場合に、往復乗車券「いき」「かえり」の運賃がそれぞれ1割引

ロ 障害者割引（JRほか）

なお、実際に使用した経路又は支払った金額が機構の確認・算定した経路又は金額と異なり高額となった場合であっても、交通費は機構の計算した金額により支給します。

実際に支払った金額が機構の計算した金額より安価となったことが領収書等証拠書類により確認された場合（例：新幹線のスマートex使用等）は、より安価な当該金額での支給となります。

※グリーン券などの特別な料金は支払いの対象外となります。

裏面もあります

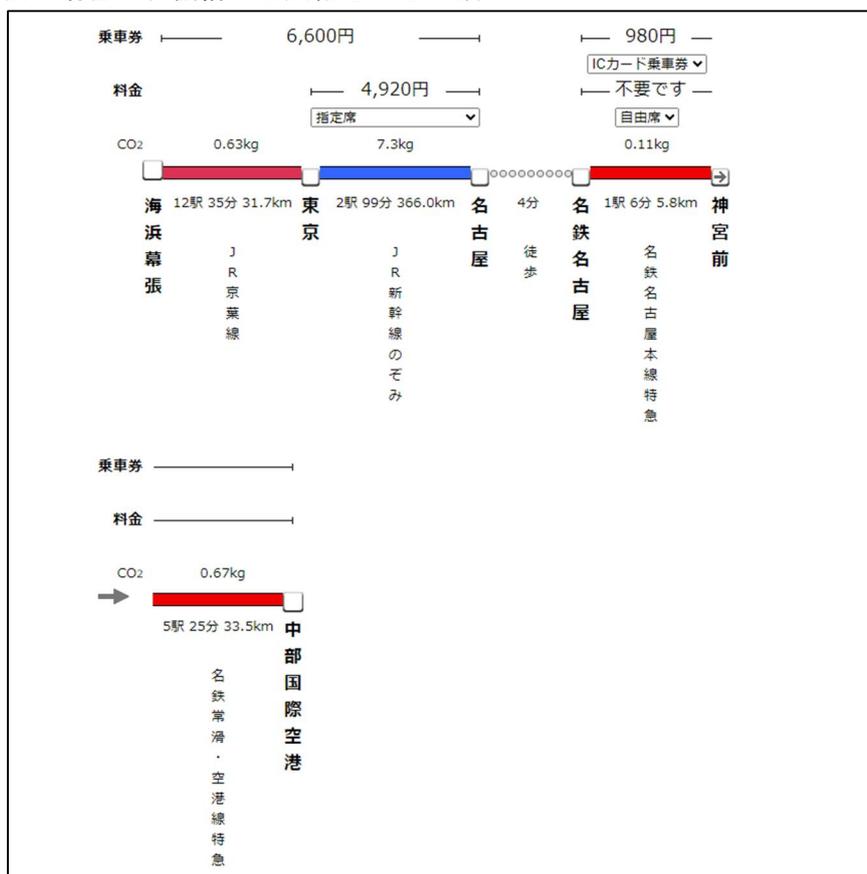
★補足：実際に支払った金額と、機構から支給される金額が異なる例

例) 起点駅が海浜幕張駅の場合（令和7年1月時点での料金）

東京駅で新幹線に乗車するため、東京駅で切符を購入。乗車券・特急券は「東京→名古屋」で購入し、「海浜幕張→東京」は別途交通系 IC カード等で支払った。

⇒海浜幕張から名古屋の通し運賃（6,600 円/片道）で支給するため、実際に支払った乗車券代（580 円（海浜幕張→東京）+6,380 円（東京→名古屋）=6,960 円）よりも低額となる。

↓上記の例の場合の、機構から支給される金額



(※4) 航空賃

第45回大会参加にあたり航空機が利用できる対象地域は次のとおりです。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、新潟県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

なお、航空賃については、機構からの交通費に係る承認後の時点（8月以降）において、早期割引制度等を使用した最も安価な航空券の額となります。

また、上記以外の県であっても、陸路を利用した場合と比較して、航空機を利用するほうが旅費の総額が安価になる等、理由により航空機利用を認める場合があります。

※航空券の購入に当たっては、マイレージサービスのポイントを取得したり、利用したりすることはできません。

(※5) バス賃

タクシー代、自家用車の利用に係る全ての経費は原則支給対象外です。ただし、移動に相当の困難を伴う重度障害者が、福祉・介護タクシーを使用しなければ大会に参加できない場合など、特例としてその移動に係る費用を機構が負担できる場合があります。